

# 個人所得税の日中比較研究

## —今後の中国所得税の改革に向けて—

呉 惠 萍

### 目 次

はじめに	2
第1章 中国個人所得税の概要	2
1 中国個人所得税の沿革	3
2 中国個人所得税の概要	6
第2章 中国と日本の所得税の相違点	13
1 総合課税方式と分類課税方式	13
2 日本の確定申告と中国の「自己納税申告」	14
3 給与所得は月次で確定納付，年末調整はない	16
4 所得控除	16
5 税率	17
第3章 中国個人所得税の改革提言	19
1 分類課税方式から分類と総合課税併用方式へ	19
2 人的控除の導入	21
3 徴税管理レベルの強化	23
終わりに	25
参考文献	27

---

†大阪産業大学大学院 経済学研究科

草稿提出日 1月25日

最終原稿提出日 4月20日

## はじめに

近年の急速な経済発展に伴い、中国では社会全体としては富の蓄積を続けているが、個々に目を向けると持つ者、持たない者の「二極化」が激しく、この傾向はますます深刻化している。遺産税（日本では相続税という）がないので、格差社会を見直すために、個人所得税の所得再分配機能が期待されている。本研究では、日中個人所得税を簡単に紹介しつつ、日中両国の個人所得税の相違点を見極める。そして、日本の改革経験を踏まえて、中国個人所得税の改革案を検討する。

筆者の提言として、個人所得税の改革は第1に、総合課税の採用である。現行の各所得区分ごとに所得税額を計算する分離所得税制を改め、総合課税を基本とし、一部の所得についてのみ分類課税とする。こうした改革案は以前から検討されているところであるが、総合課税方式への移行により、税ベースを拡大し、税率を調整することにより、税収の確保と公平の確保を図ることも可能になる。

第2に、人的控除の導入である。「労働人口の減少」および「少子高齢化」を食い止めるために、中国は「一人っ子政策」を廃止した。ベビーブームが起こるには、「一人っ子政策」の見直しとともに、子育て環境の整備が必要だ。最近では、子供を産まない理由の一つに、教育費などの費用を心配している人が多いであろう。個人所得税において、人的控除は家族を生み出すインセンティブの向上と間接的な金銭的補助という役割がある。

第3に、徴収管理のレベルを高めることである。企業会計の厳密化と個人事業者において簿記会計の定着が前提となるが、そのためには国民と企業が個人所得税に対して正しい理解ができるような広報、教育を多様な方法で広く行うことが必要である。さらに、納税者番号制度を導入することも改革の一つに加えたい。

以上の改革によって、中国の個人所得税も将来基幹税に発展して、所得分配の調節・貧富格差を縮小する役割をしっかりと果たすようになると思われる。

## 第1章 中国個人所得税の概要

中国個人所得税は市場経済化の進展や個人所得水準の向上を背景に、90年代末以来その税収が急速に伸張し、主要税の1つに成長しつつある。本章ではその概要について見ていく。

## 1 中国個人所得税の沿革

### (1) 中国個人所得税の沿革

中国の個人所得税は個人が取得する所得を課税対象とする税である。これに対して、日本では所得税という。

中国は、個人所得税の歴史がまだ浅いといえる。1799年イギリスが初めて個人所得税を導入した。イギリスより2世紀遅れて、中国は1950年政務院<sup>1)</sup>が公布した「税制実施要則」において、個人所得税制を導入した。しかし、当時の中国では長期に渡って、計画経済を実施してきたため、中国国民の所得は低く、ほぼ絶対平等に近い状況だった。課税最低限を800元としたため、平均月収が64元<sup>2)</sup>の中国国民はほとんど課税対象には入らなかった。その背景で、所得税の導入企画から実施までには時間が長くかかった。

ところが、1980年以降、改革開放政策が進み、人々の所得が増加した。投資により予想以上の利益を得る人も現れ、富裕層と低所得者層との所得格差が大きく開いた。国民間での所得差を調整するため、1980年9月10日に全国人大第5回3次大会で「中華人民共和国所得税法」を発表し、1980年9月、最低限度額を800元とする個人所得税の徴収が始まった。

中国現行の「中華人民共和国個人所得税実施条例」は国務院より、1994年1月28日に公布された。新しい個人所得税は外国人に対して徴収する個人所得税、中国人に対して徴収する個人収入調節税、及び自営業に対して徴収する所得税を統一したものである。

1994年の分税制改革後、個人所得税に関しては5回の税制改正が行われた。1999年8月30日、全国人大は「＜中華人民共和国個人所得税法＞修正に関する決定」を通過させ、国務院は個人貯金利息に20%の個人所得税を徴収するようになった。

2005年10月27日「第10回全国人民代表大会常務委員会第18次会議」において、個人所得税の課税最低限を800元から1600元に引き上げ、それと同時に個人申告納税の範囲を決め、12万元（約191万円）以上の年収のものは自ら個人所得税を申告するようになった。

2007年8月15日から個人貯金利息に対する所得税の税率を20%から5%に引き下げて徴収するようになった。12月29日「第10回全国人民代表大会常務委員会第31次会議」において課税最低限を1600元から2000元に引き上げた。

2008年10月9日から個人貯金利息に対し免税するようになった。

2011年4月6日、全国人大は「個人所得税法」修正案について2回目の審議を行った。この改革には、課税最低限を2000元から3500元に引き上げ、9段階の累進税率を7段階に減少し、5%、15%、45%の三つの税率を取り消し、3%の税率を新たに取り入れて、3%

---

1) 現在は国務院という

2) 中国月報 第64号 (2011年5月)

図表1-1 中国所得税改革の推移

1980年9月	『中華人民共和国所得税法』 基礎控除額を800元に（平均収入は64元） 給与所得、労務報酬など6割に分けた
1986年1月	『中華人民共和国都市と農村の個人工商業者所得税暫定条例』
1986年9月	『中華人民共和国個人収入調節税暫定条例』
1988年6月	『私営企業投資者に対し個人収入調節税を徴収する規定』
1993年10月	『中華人民共和国個人所得税法』の修正案で全面改革 ・給与所得：5-45%の9段階の累進超過税率 ・個人工商業者、生産・経営所得&企業・事業単位（会社）の請負経営所得：5-35%の5段階の累進税率 ・他の8種類の個人所得税：20%の比例税率
1999年8月	『＜中華人民共和国個人所得税法＞修正に関する決定』 国務院は個人貯金利息に20%の個人所得税を徴収するようにした
2000年9月	『個人独資企業と合作企業投資者に個人所得税を徴収する規定』
2005年	給与所得者の課税最低限を800元から1600元に引き上げる 12万元以上の年収のものは自ら個人所得税を申告申請するようにした
2007年8月	個人貯金利息に対する所得税の税率を20%から5%に引き下げる
2007年12月	給与所得の課税最低限を1600元から2000元へ引き上げた
2008年10月	個人貯金利息に対し免税
2011年9月	・基礎控除額2000元から3500元 ・5%～45%の9等級の累進税率を3%～45%の7段階に減少する ・個人事業・経営請負所得の課税範囲を5000元未満の5%から15000元未満の5%に変更 ・納付期限を翌月の15日以内に変更

出典：張珊（2013）『中国税制』暨南大学出版社より筆者作成

と10%の適用範囲を拡大する内容が含まれていた（図表1-1参照）。

## (2) 中国個人所得税の位置づけ

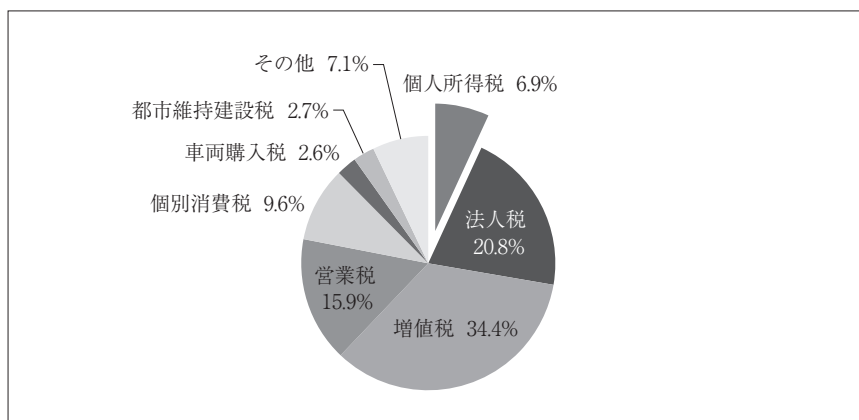
個人所得税は目下の国内税収規模の順位において第5位という大きな税目になっていることが図表1-2からわかった。

そして図表1-3によって、中国における個人所得税の税収は毎年増加傾向があり、2011年に6054.11億元<sup>3)</sup>にも達した。中国財政収入の中で重要な位置づけとなった。

個人所得税の主な役割は財政収入を集め、所得を調整して再分配し、公平な社会を実現することにある。しかし、現在中国の貧富問題は既に中国社会の重大な問題になった。低収入者の生活圧力を緩和し、貧富の差による不公平を減少し、且つ社会秩序を安定させることを目的として、2011年9月1日、改定版「中華人民共和国個人所得税法」が全面的に

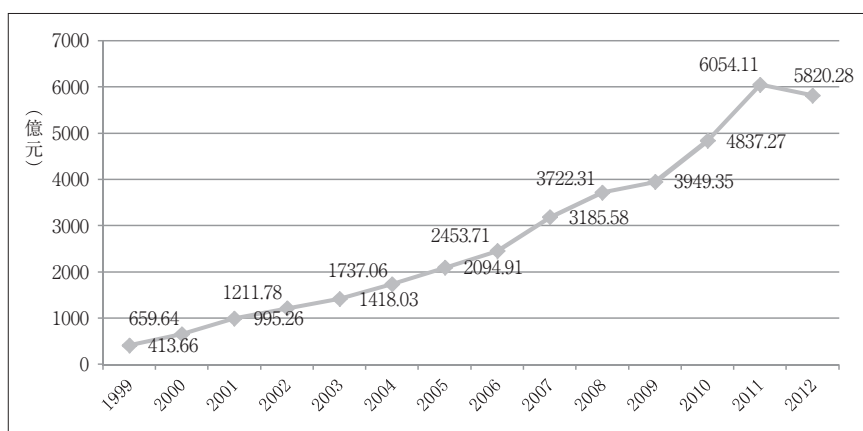
3) 11兆6844億円（為替レート：1元=19.30円）

図表 1－2 2010年中国主要税が税収に占める割合



出典：中国税務年鑑2011年より筆者作成

図表 1－3 各年度中国個人所得税税収額



出典：中国統計年鑑2013年「財政9－4」により筆者作成

実施された。

今回の改革によって、中国の納税人口は8400万人から2400万人に減少し、約6000万人<sup>4)</sup>が個人所得税を納付する必要がなくなる。すなわち、月収3500元（約6万7550円）未満（「三险一金〈養老保険，医療保険，失業保険，住宅公共積立金〉」を控除後）のサラリーマンは個人所得税の納付が不要になった。結果、中国財務部の個人所得税収入は毎年1600億元<sup>5)</sup>前後の減収が予測される。

4) 北京晨報2011年7月13日01：20

5) 北京晨報2011年7月13日01：20

## 2 中国個人所得税の概要

### (1) 個人所得税の特徴

個人所得税には次の特徴がある。

① 個人所得税は共有税で徴収は地方税務局

個人所得税は元々地方税として地方の財源になっていたが、2002年以降は共有税として国と地方の財源に分けられている。徴収は地方税務局が担当する。

② 所得区分による分離課税

日本は一部の所得について分離課税方式を採るものの、基本的には各種の所得を合計して課税計算を行う総合課税を採用しているが、中国の個人所得税は課税所得を分類し所得区分ごとに課税所得を計算する。そして、所得区分ごとに税率が異なり、所得ごとの分離課税が行われる。

③ 所得区分に応じて超過累進税率と比例税率

所得に応じて超過累進税率（給与所得3%～45%、事業所得5～35%）と比例税率（原稿料所得、役務報酬など）がある。

④ 月単位での申告納付など

納付方法としては、源泉徴収方式と申告納税方式があり、また納付時期も月単位、年度単位の方法があり、所得区分により方法が異なる。

⑤ 給与所得は月単位の源泉徴収が基本

給与所得では、月単位で源泉徴収の方法により源泉徴収義務者が納付することとされ、日本のような年末での税額の調整や年ごとの確定申告は行われない。

⑥ 給与所得の所得控除項目は定額（基礎）控除のみで外国人には増額の取り扱い

給与所得は、原則として月額3500円（外国人4800円）を定額（基礎）控除額として控除した後に、超過累進税率を適用し税額を計算する。多くの所得控除がある日本とは異なり、税額計算はシンプルである。

⑦ 高額所得者には申告義務

前年所得の合計金額が12万円<sup>6)</sup>以上のものは源泉徴収とは別に申告義務がある。

⑧ 源泉徴収義務者には2%の手数料の支払い

源泉徴収義務者には源泉徴収税額の2%が手数料として税務機関から支払われる。

---

6) 231.6万円（為替レート：1元=19.30円）

図表 1 - 4 納税義務者と課税所得

区分	適用基準	適用条件	課税所得	納税義務者
居住者	住所基準	国内に住所あり	全所得	無制限納税義務者
	居住基準	国内に満5年の居住		
		国内に満1年以上5年未満の居住	国内源泉所得と国外源泉所得の国内払部分	
非居住者	居住基準	国内に1年未満居住	国内源泉所得	制限納税義務者
		国内に住所も居住もなし		

出典：築瀬正人・プライスウォーターハウスクーパース（2008）により筆者作成。

## (2) 納税義務者

個人所得税の納税義務者は居住者と非居住者に分類される。居住者と非居住者の区分が重要なのはこの分類によって課税所得の範囲が異なるからである。

居住者と非居住者の判定基準には住所基準と居住基準があり、住所基準は中国人にのみ適用される。外国人について住所基準は適用されず、居住基準のみによって居住者と非居住者に区分される。

外国人は中国国内に満5年以上居住する居住者と、満1年以上5年未満居住する居住者、1年未満居住する非居住者と中国国内に居住しない非居住者に区分される。

中国国内に住所を有する中国人と中国国内に満5年以上居住する外国人は無制限納税義務者としてすべての所得に対して納税義務がある。中国国内に満1年以上5年未満居住する外国人は、中国国内源泉所得と一部の国外源泉所得に対して納税義務がある。中国国内に1年未満居住する外国人と中国人の非居住者は制限納税義務者として国内源泉所得に対してのみ納税義務がある。以上の定義により、納税義務者と課税所得の区分は図表1-4のとおりである。

中国国内に住所を有するとは、中国国内に永久的な居住権を有するとともに、家庭、経済利益関係の状況から、中国国内に習慣的に居住する個人のことを言う。<sup>7)</sup>

国内に満1年以上ということは、1納税年度内（西暦の1月1日から12月31日までの間）に、365日以上居住する個人をいう。1納税年度内に臨時的に中国を離れた場合は、離れた日数は控除できない。この臨時的に中国を離れるということは、1納税年度内に1回当たりの離れている日数が30日間を超えないこと、または複数回中国を離れる場合には離れた合計日数が90日間を超えないことをいう。<sup>8)</sup>

満5年の居住とは連続した5年間の各納税年度のそれぞれにおいて満1年居住すること

7) 実施細則第2条

8) 実施細則第3条

であり、その中の1納税年度でも満1年居住していない場合には、満5年居住者とはならない。その場合は次の居住者の年度からあらためて計算しなおすことになる。

### (3) 課税所得

個人所得税の課税所得は、11の所得に分類されて分離課税される。すなわち、賃金給与所得、個人事業所得、経営請負等所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得、利息・配当・利益分配所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得、その他の所得の11種類である。その具体的な内容は図表1-5に示すものが規定されている。

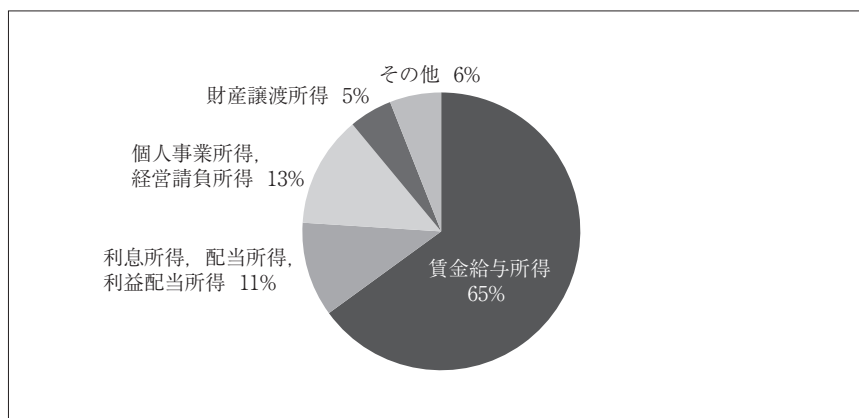
図表1-5 課税所得の種類

課税所得	課税所得の範囲
賃金給与所得	個人が職務就任または雇用により取得する賃金、給与、賞与、年度末賞与、労働配当金、手当、補助手当及び職務就任又は雇用に関連する其他所得。
個人事業所得（個人工商業者の生産経営所得）	個人工商業者が工業、手工業、建設業、交通運輸業、商業、飲食業、サービス業、修理業及びその他業種の生産経営に従事して取得する所得、個人が政府の関連部門の批准を受けて、許可証を取得し、学校経営、医療、コンサルタント及びその他有償サービス活動に従事して取得する所得、その他の個人が個人工商業の生産経営に従事して取得する所得、これらの個人工商業者と個人が取得する生産経営に関連する各種の課税所得。
経営請負所得（企業事業単位に対する経営請負所得、経営リース請負所得）	個人が経営を請け負って、経営リースを請け負って、又は再請負し、再経営リース請負して取得する所得であり、個人が月別又は回数別に取得する賃金給与的性格の所得を含む。
役務報酬所得	個人が設計、内装、据付、製図、化学試験、測定試験、医療、法律、会計、コンサルタント、講義、ニュース、放送、翻訳、原稿審査、書画、映像、録音、演出、興業、広告、展覧、技術サービス、紹介サービス、仲介サービス、代理サービス及びその他の役務に従事して取得する所得。
原稿報酬所得	個人がその作品により図画、雑誌形式で出版、発表することにより取得する所得。
特許権使用料所得	個人が特許権、商標権、著作権、ノウハウ及びその他の特許権の使用権を提供することにより取得する所得であり、著作権の使用権を提供して取得する所得は、特許権使用料所得であり原稿報酬所得には含まない。
利息所得、配当所得、利益分配所得	個人が債権、株主権を所有することにより取得する利息所得、配当所得、利益分配所得をいう。
財産賃貸所得	個人が建築物、土地使用権、機器設備、車輪船舶及びその他の財産をリースして取得する所得をいう。
財産譲渡所得	個人が有価証券、株主権、建築物、土地使用権、機器設備、車輪船舶及びその他の財産を譲渡して取得する所得を指す。
一時所得	個人が取得する報奨金、賞金、宝くじ及びその他の一時的性格の所得を指す。
その他の所得	国務院財政部が定めるその他の所得

出典：伏見俊行・楊華（2009）より筆者作成



図表 1-6 中国個人所得税構造の比率



出典：中国税務年鑑2011年より筆者作成

経営請負とは、例えば、企業の経営管理の全部又は一部を個人に請け負わせるが、この経営請負の方法には2種類があり、企業が一定の経営管理サービス費用を個人に支払う方法と企業の利益を個人に分配する方法がある。

経営リース請負とは、企業が財産の全部又は一部を個人にリースして、個人が自己の名義で工商登記して営業許可証を取得し、自己の名義で事業活動を行う。個人は定額または一定比率を加算した成功報酬のリース料を企業に支払うものである。

中国個人所得税構造の比率は図表 1-6 のとおりである。<sup>9)</sup>

#### (4) 国内外所得

これらの11種類の課税所得は、中国に居住しないかまたは居住しても1年未満の非居住者の課税範囲内である中国国内源泉所得と課税範囲外である国外源泉所得に区分される。中国に満1年以上5年未満居住する外国人居住者については、中国国内源泉所得と一部の国外源泉所得が課税される。

中国国内源泉地の判定基準としては、賃金給与所得、個人事業所得、経営請負所得、役務報酬所得、原稿報酬所得については役務提供地基準、財産賃貸所得と財産譲渡所得は財産の使用地基準と所在地基準、特許権使用料所得は使用地基準、利息・配当・利益分配所

#### 9) 日本の所得税構造

給与（源泉分）	67%
利子所得（源泉分）	4%
配当（源泉分）	12%
申告分	17%

出典：財務省ホームページ

得は債務者（支払者）基準が採用されている。

#### (5) 短期滞在者<sup>10)</sup> について

賃金給与所得の所得源泉地は役務提供地であり、役務提供が行われた国で所得税が課税されるが、極めて短期間の中国滞在外者については短期滞在者の免税規定がある。免税となる条件は中国滞在が90日以内、外国の雇用主が報酬を支払うこと、中国国内の事業所（機構・場所）がその報酬を負担していないことであり、この3条件をすべて満たす場合に個人所得税は免税とされる。日本人については日中租税条約により中国滞在期間に90日基準に代えて183日基準が適用される。

#### (6) 減免税所得

賃金給与所得には、賃金、給与、賞与、手当日当等が含まれる。個人所得税で定めている各種所得に共通する減税項目と免税項目は中国の社会制度による中国人に対する減免税であり、外国人に適用される減免税項目はほとんどない。

外国人の給与所得に関係する免税所得には、実費精算方式による居住手当、食事手当、赴任費用、洗濯費用があり、このほか出張日当、ホームリブ手当、語学教育手当も免税とされているが必ずしもその全額が免税となるわけではない。<sup>11)</sup>

外国籍個人が外国投資企業から取得する配当、利益配当は免税とされている。

中国国内の社会保険料については、基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費は規定の納付率で実際に納付した金額は課税所得から控除される。住宅公積金も実際に納付した金額は課税所得から控除することができる。個人が積み立てていた基本養老保険、基本医療保健、失業保険、住宅公積金の年金受領額は個人所得税が免税される（図表1-7参照）。

中国国外で支払った社会保険料は賃金給与所得として個人の課税所得に計上しなければならず、会社は国外社会保険料を賃金給与として処理した場合には税前費用控除することができる。

---

10) 藤井恵 (2011) p.103

11) 外国籍個人の非課税所得について

外国籍の個人について、現物支給方式又は実費精算方式で取得する以下の各種手当も非課税となる。

- 1) 住宅手当, 2) 食事手当, クリーニング手当, 3) 国内外の出張手当, 4) 帰省旅費, 5) 医療費,
- 6) 語学訓練費及び子女（しじょ）教育手当, 7) 中国赴任時、帰任時の引越し費用

上記の費用については合理的かつ有効な証憑が必要であるため、証憑がない場合、課税される可能性がある。

図表 1-7 中国主要社会保険料負担（三险一金制度）

三险一金種類	個人負担分	企業負担分
養老保険（年金）	給料の総額の8%	給料総額の20%
失業保険	給料の総額の0.5%	給料の総額の1.5%
医療保険	給料の総額の2% + 3元	給料総額の10%
住宅積立金	給料の総額の12%	給料の総額の12%
合計	23%	43.5%

出典：チャイナビホームページにより筆者作成

### (7) 課税所得の計算

所得種類別の税額計算の概略を示せば、図表 1-8 のとおりである。

図表 1-8 所得種類別税額計算の概略

所得区分	税額計算と税率	
賃金給与所得	[税込収入金額(賃金給与収入総額 - 社会保険料 - 住宅公積金) - 控除費用基準額 3500/4800元] × 適用税率 - 速算控除額	
個人事業所得	(年度収入総額 - 原価 - 費用 - 損失) × 適用税率 - 速算控除額	
経営請負所得	(年度収入総額 - 必要費用) × 適用税率 - 速算控除額	
役務報酬所得	4000元以下	(税込収入額 - 800元) × 税率20%
	4000元超 25000元以下	(税込収入額 - 収入額 × 20%) × 税率20%
	25000元超	(税込収入額 - 収入額 × 20%) × 適用税率 - 速算控除額
原稿報酬所得	4000元以下	(毎回の収入額 - 800元) × 70% × 20%
	4000元超	(毎回の収入額 - 収入額 × 20%) × 70% × 20%
利息・配当・利益分配所得	毎回の収入額 × 税率20% ただし、預貯金利息は暫定的に免税	
特許権使用料	4000元以下	(毎回の収入額 - 800元) × 20%
	4000元超	(毎回の収入額 - 収入額 × 20%) × 20%
財産賃貸所得	4000元以下	(毎回の収入額 - 800元) × 20%
	4000元超	(毎回の収入額 - 収入額 × 20%) × 20%
財産譲渡所得	(収入額 - 取得原価 - 合理的費用) × 20%	
一時所得他	収入金額 × 20%	
その他の所得	国务院财政部が定める	

出典：近藤義雄（2012）より筆者作成

## (8) 税率

個人所得税の税率は所得区分に応じて以下のとおりになっている。

- ① 賃金給与所得は月当たりの給与額により3%～45%の7段階の超過累進税率が適用される。賃金給与所得の税率表を示せば、図表1-9のとおりである。
- ② 個人事業・経営請負所得は個人工商業者の生産経営所得、企業事業単位に対する経営請負所得、経営リース請負所得の税率表が、図表1-10のとおりである。
- ③ その他の所得に対しては、原則として20%の税率が適用される。

図表1-9 賃金給与所得の税率表

段階	全月課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	1500元を超えない場合	3%	0元
2	1500元を超え4500元までの部分	10%	105元
3	4500元を超え9000元までの部分	20%	555元
4	9000元を超え35000元までの部分	25%	1005元
5	35000元を超え55000元までの部分	30%	2755元
6	55000元を超え80000元までの部分	35%	5505元
7	80000元を超える部分	45%	13505元

出典：近藤義雄（2012）より筆者作成

図表1-10 個人事業・経営請負所得の税率表

段階	全月課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	15000元を超えない場合	5%	0元
2	15000元を超え30000元までの部分	10%	750元
3	30000元を超え60000元までの部分	20%	3750元
4	60000元を超え100000元までの部分	30%	9750元
5	100000元を超える部分	35%	14750元

出典：近藤義雄（2012）より筆者作成

## (9) 申告の実務<sup>12)</sup>

### 1. 申告納税

- ① 毎月の翌月15日までに申告・納税
- ② 年間所得12万元以上の者は、毎月の翌月7日までに申告・納税のほか、翌年3月31日までに税務申告

### 2. 申告方法

- ① 源泉徴収
- ② 自主申告

### 3. 徴収管理

- ① 時効：3年（最長5年）
- ② 加算税：50%～500%（源泉徴収義務者の義務不励行について50%～200%）
- ③ 滞税：0.05% / 日（年利18.25%）。

## 第2章 中国と日本の所得税の相違点

中国では1994年に3税<sup>13)</sup>が統一され、新たな個人所得税法が公布実施された。中国の個人所得税の仕組みや課税方法は日本をはじめ先進国のそれと多くの点で異なる特徴を持つが、それは中国が市場経済への移行国であり、発展途上国であることから生じている。本章では日中の所得税を比較してその相違点を次の5点に整理している。

### 1 総合課税方式と分類課税方式

日本の所得税は、課税対象とされる10種類の所得をすべて合算したうえで、これに一本の累進税率を適用するという、総合課税方式が採られている。累進税率の適用を緩和することを目的として、一部の所得では分離課税方式も認められている。これに対し中国の所得税は11種類の所得分類ごとにすべて分離課税方式が採られている。すなわち、所得の種類ごとに控除の金額や適用税率が異なっている。

分類所得税には、

- ① 所得が月ごとに課税徴収されているため、年間所得の課税に比べ、個人所得税の分配作用が十分に発揮できず、公平で合理的な税負担の原則を実現し難い。

---

12) 中国デスク（2011） p.23

13) 従来は中国人を対象として適用されていた都市農村個人工商業者所得税及び個人収入調節税と、外国人を対象として適用されていた個人所得税とに3区分されていたものを個人所得税に統一した。

- ② 現在の異なる所得項目に対する異なる税率・控除による課税方法は、納税者が所得を分解し、複数の所得控除を受け、税を免れることを容易にしてしまう。
- ③ 給与所得の定額控除が全国一律となっており各地域の生活コストを反映していない。
- ④ 徴収管理のレベルはまだ高くない。

以上のような問題を内包している。

では、なぜ中国は分類所得税制をとっているのか。分類所得税の採用は中国の実情に基づく余儀なくされた選択である。すべての企業で会計処理が厳密に行われているとは言えないし、多くの個人事業者において簿記記帳の習慣が定着していないため、各種所得の把握がまだ十分でなく、総合所得税の条件が成熟していないからである。

しかし、分類所得税制の問題点が存在することにより、個人所得税が財政収入構成及び所得分配の調節・貧富格差の縮小作用に直接的に悪影響を及ぼしている。資産所得やキャピタル・ゲインは一定期間分類課税にせざるを得ないとしても、所得水準の上昇や所得格差の拡大の中で、経済的社会的条件の形成と歩調を合わせながら、総合所得、または合算された所得を課税ベースとすることが近いうちに日程にのぼると考えられる。

金子教授によれば、「所得税制がプリミティブ<sup>14)</sup>で、人的控除の制度が発達せず、また、比例税率が用いられていた時代には、分類所得税は、各種の所得に対してその担税力の相違に応じた課税を行うのに適切な制度と考えられたが、所得税制度が発達して、各種の統一的な人的控除と累進税率が採用され、所得税は各人の総合的な所得の大きさに則して課されるべきであるという考え方が強くなるとともに、総合所得税が分類所得税にとって代わるようになった<sup>15)</sup>と説明されている。

中国も現在は分離課税方式であるが、総合課税方式への転換を模索している。十六届三中全会<sup>16)</sup>を通過した《中国共産党中央 社会主義市場経済体制改善の若干の問題に関する決定》は個人所得税制の改善を税制改革の最重要課題にした。内容は個人所得税の改善及び総合課税と分離課税の結合を明確した。

## 2 日本の確定申告と中国の「自己納税申告」

日本所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までに得た総合所得を、次の年の2月16日から3月15日までに申告書に記入して税務署に提出する制度を言う。源泉徴収や予定

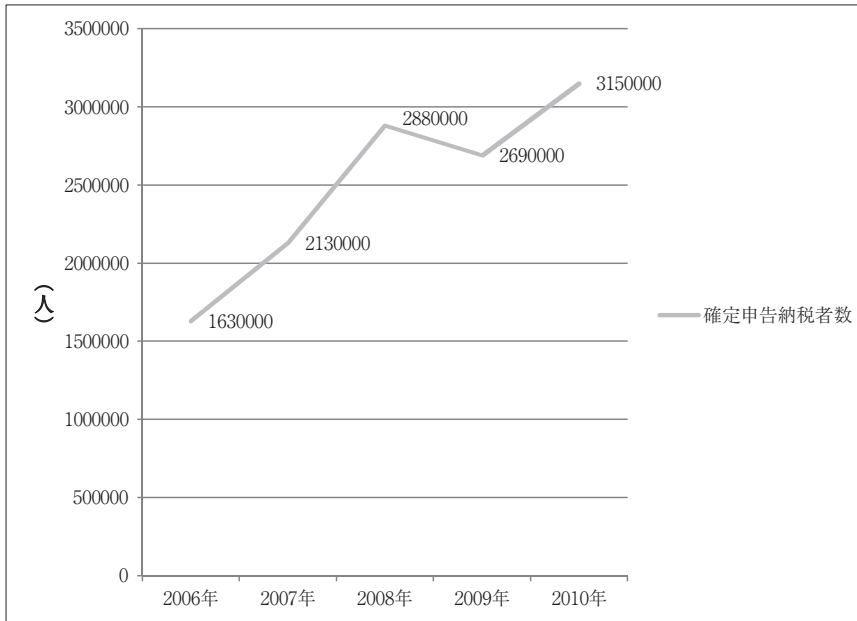
---

14) 原始的な

15) 金子宏 (2005) p.187-188.

16) 2003年10月11日～14日に中国共産党中央委員会により行われた

図表2-1 各年度確定申告納税者数



出典：中国税収研究報告<sup>17)</sup>，工藤敏彦（2012），中国財政年鑑各年度版，中国税務年鑑各年度版より筆者作成。

納税によってすでに納付している税額は、この確定申告によって清算される。すなわち確定税額より既納税額が少なければ足りない分を納付し、既納税額が多ければその分の還付を受けるわけである。

中国の個人所得税法において確定申告に関する規定はなく、2011年9月の個人所得税法改正においても規定されなかった。

しかし、2006年11月6日に「個人所得税自己納税申告弁法（試行）」の通知が公布され、2006年度分の所得から、年間所得12万元（約191万円）以上の納税者に対し、「自己納税申告」制度が始まっている。分離課税方式のままの申告制度であるが、総合課税方式への準備段階と思われる。中国での「確定申告」との呼称が一般的になっている。

図表2-1は各年度確定申告納税者数の推移を示している。

こうした申告者数の増加については、税に関する総合的な政策がなく、また、低い納税意識、不完全な制度のもとで実施されているため、申告者数は必ずしも現実的な数字を反映しているとは言えないと思われる。

上海復旦大学管理学院の「新富階層研究報告」<sup>18)</sup>（調査対象は北京、上海、広州杭州等の

17) 国家税務総局税収科学研究所（2008） p.8

18) 京華時報 2008-5-19 (034)

都市の数百名の著名人) レポートは、中国の新富階層は社会層人口の約5%を占めること、税引き後年間収入が30~100万元未満の人口は全国で約5000万人となること、税引き後年間収入が100万元以上は約500万人に達することを発表している。5000万人以上という新たな富裕層の数は先に述べた個人所得自己申告者数約315万人に比べると非常に大きな数となっていることが興味深い。

税務行政が未成熟であることから、所得捕捉がきわめて不十分である。これは脱税を可能にする大きな要因である。個人所得税自己申告制度は2006年にスタートしたばかりの制度であり、制度自体が完全なものとして運用され、また国民の納税意識が高まるまでには、時間を要するものと思われる。

### 3 給与所得は月次で確定納付、年末調整はない

日本においては、給与所得は毎月源泉徴収され、その年の最後の給与等の支払いの際にその年の給与総額に対する正式の所得税額を計算し、月次の源泉徴収額の合計額を比較し、過不足清算される。これを「年末調整」と呼んでいる。

これに対し中国の個人所得税は、源泉徴収または申告納税による月次ベースの処理が確定納付であるので、原則として年末における調整計算は行われぬ。何らかの事情で未納があった場合、上記の「確定申告」において不足分を追加納付している実務はあるが、これは日本の年末調整とは異なる。

中国の個人所得税が、年単位でないことから、年間の給与・賞与の総額を、各月にそれぞれいくらずつ支給するかによって税負担が変わってくる。

### 4 所得控除

藤田(1992)<sup>19)</sup>によると、所得税の控除制度の重要な役割は、租税を公平に負担させるようにすることとしている。

日本の所得税法では、所得控除が認められている。所得控除には、人的控除という基礎控除・配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除・勤労学生控除、及びその他の控除という社会保険料控除・生命/地震保険料控除・医療費控除・寄付金控除・雑損控除がある。金子(2003)は、人的控除の意義を「納税者本人並びに納税者と生計を一にする配偶者および扶養親族の最低限度の生活を維持するために認められる概算控除であって、所得のうち、本人ならびにこれらの配偶者および扶養親族の最低限度の生活を維持す

---

19) 藤田晴(1992) p.45



るために必要な部分は担税力を持たないから、課税の対象から除外されるべきである」としている。<sup>20)</sup>

これに対して、中国においては所得ごとに控除額が異なるが、給与所得については費用控除（基礎控除）が認められるのみである。日本では扶養控除か、それとも「こども手当」かが議論となったが、中国では一人っ子政策をとっていること、1949年の解放以降夫婦共稼ぎが一般的であることから、扶養控除のような人的控除は考慮する必要がないようである。

## 5 税率

中国の税率構造は2つの超過累進税率（給与所得と個人事業者所得）と比例税率（資本所得など）の3本立てとなっている。すなわち給与所得は3～45%（7段階）、個人商工業者（請負業者、経営委託業者を含む）は5～35%（5段階）の累進税率、利子、配当、有価証券の譲渡益などの資本所得、その他所得は20%の比例税率を適用されている。個人事業者所得の税率水準が給与所得に比べて低い理由の1つは、その課税ベースが年間所得であるのに対し、給与所得（年俸所得を除く）は月間の基本給となっていることである。つまり両者の課税ベースの違いを考慮した措置だと見られる。しかしながら、給与所得に対する最高税率は事業所得のそれより10%高いので、両者の間には負担格差があり、給与所得者の負担が重くなる傾向にある。また利子、配当などの資本所得が20%の比例税率になっていることは次の問題を生じさせている。少額の資本所得にとっては、過大な負担であるのに、高額の資本所得では、低位の負担になる。

そして、日本の税率と比較してみると、日本も中国も累進税率を採用しているが、単純に最高税率を比較すると中国の45%に比べて、日本は50%（所得税40%、住民税10%<sup>21)</sup>）となっているので、日本のほうが中国より高いのである。それでも多くの日本人が中国のほうに重税感を感じる。原因として、まず、中国では所得控除が少ないために課税ベースが広い。そして、累進税率の段階が日本の中間所得者層以下では、中国のほうが高い税率が適用されてしまうことが図2-2と図2-3から分かる。

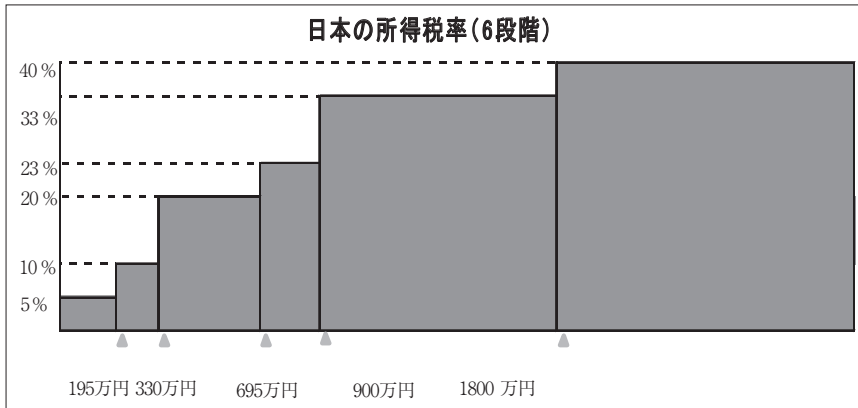
確かに、中国の税率は日本人にとって、不合理かもしれない。だが、中国の税率は所得水準が低いという国情に基づき制定されたものである。図表2-4は都市部各階層別平均月収を示したものである。現行の税率の下で、中国個人所得税の納税者数はわずかに2400万人である。

---

20) 金子宏（2003） p.65

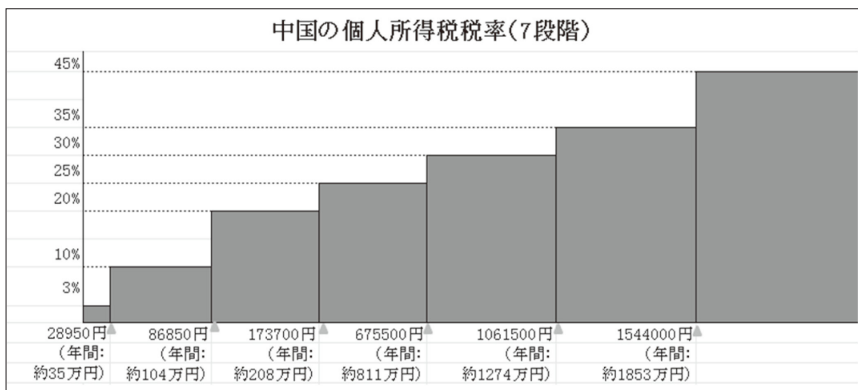
21) 中国には住民税がない

図表2-2 日本の所得税税率



(注) 上記に加えて、個人住民税(一律税率10%)が課される。すなわち、地方税込の最高税率50%。  
 出典：日本財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/> より筆者作成

図表2-3 中国の個人所得税税率



(為替レート：1元 = 19.30円)

(注) 中国では月単位での申告納付のため、課税所得金額も月単位となっている。ここで日本と比べるために、月額 × 12ヵ月にする。

出典：中国統計年鑑各年度版より筆者作成

図表2-4 都市部各階層別平均月収

	総人口に占める割合	一人平均年収	一人平均月収
都市部全国平均	—	21033円	1752円
最下位収入層	10%	6703円	558円
低収入層	10%	10247円	853円
中下位収入層	20%	13970円	1164円
中等収入層	20%	18920円	1576円
中上位収入層	20%	25497円	2124円
高収入層	10%	34254円	2854円
最高収入層	10%	56435円	4702円

出典：中国統計年鑑2011年「人民生活10-7」により筆者作成

### 第3章 中国個人所得税の改革提言

本章では中国個人所得税の改革方向を提言する。改革方向は次の2点にある。第1に、総合課税の導入である。総合課税方式への移行により、課税ベースを拡大させ税収の確保を目指す。第2に、市場経済の普及、発展とともに、所得格差が拡大する傾向にあることを踏まえて、税額控除を個人所得税制に適用して所得再分配機能を拡充することである。

#### 1 分類課税方式から分類と総合課税併用方式へ

一般的に、中低所得者の税負担を減らすためには、基礎控除額の引き上げ<sup>22)</sup>が有効だと考えられている。しかし、率直にいったら本当の低所得者層、たとえば農民や出稼ぎ労働者、都市部の低所得者は、この度の改正とはまったく無縁である。

中低所得者層は、いくつもの収入源を有する高所得者層と異なり、通常は勤務先からの給与しか収入源がなく、金額的にも個人所得税は重い負担としてのしかかる。個人所得税にかかる国家税収の大半を支えているのは、この中低所得者層であり、社会における富の流れを調整し、中低所得者層の負担を軽減するため、2011年「個人所得税法」修正案は、ひと月あたりの個人所得税の非課税枠（基礎控除額）を2000人民元（日本円では約25000円に相当）から3500人民元<sup>23)</sup>（日本円では約37500円に相当）に引き上げるとともに、9段階の累進税率制度を7段階へと改めるものとした。

なぜなら、低所得者層は基本的にこれまでも個人所得税そのものを納めていない。2011年まで、個人所得税の基礎控除額は2000円で、給料所得者には所得控除の他にさらに、社会保険料・住宅積立金が給料の23%の部分まで控除可能である。この水準によって課税対象となるのは、都市部の就業者の最上分位の就業者だけである。

これにもかかわらず、2011年所得税改革によって、この課税最低限はさらに3500元に引き上げられ、社会保険料・住宅積立金控除も合わせるとおよそ4305元が控除可能となる。これによって、中国の個人所得税は先進国の大衆課税とはほど遠くなりつつあって、個人所得税の意義が問われることになる。

言い換えるなら、基礎控除額を5000元まで引き上げたとしても、その恩恵にあずかるのは限定されたわずかな人である。国民が望む格差の是正はこの改正案では実現されないだろう。

もちろん「個人所得税法」改正の基礎控除額引き上げ以外の部分にも目を向ける必要は

---

22) 申雪梅（2013）

23) 中国税務年鑑各年度版

ある。しかし実際には、「個人所得税法」全体において、基礎控除額は最も分かりやすい法的要素であるため、多くの人は社会の不公平や生活のストレスを感じると、基礎控除額の引き上げを望む。この点を実証するものとして、現行の「個人所得税法」が施行されてから今までに、基礎控除額は2度引き上げられている。06年1月1日に実施された800元から1600元（月）への引き上げ、および08年3月1日に実施された1600元から2000元（月）に引き上げがそれである。しかし結局、これらの改正も公平な個人所得税制度を実現するものとはならなかった。

公衆の個人所得税に対する理解には偏りがあり、関係部門が個人所得税法の改正を、もっぱら基礎控除額の引き上げに頼っている点も誤りである。実際、公平な税制度実現のために大切な要素は、基礎控除額の引き上げではない。基礎控除額の調整は表面的に分かりやすく、受け入れられやすいが、その効果は限定的なもので、ほかにもっと有効な制度がある。

現行の個人所得税制度は、納税者の家族と生活の負担を全く考慮に入れておらず、納税者の月収だけを目安にして定められたもので、これは全くもって不公平な制度だといえる。たとえば、ある二人に同じように月1万円の収入があるとして、1人は独身者、もう1人は老齢の親と子どもを養っているとする。このケースにおいて、現行の法律では二人に対して同額の所得税が要求される。これは、家族を養っている人にとって非常に不公平ではなかろうか。従って、もし中低所得者の負担を減らすというのであれば、このような不平等を改善し、家族の年収を考慮に入れた総合課税制度を実施することが必要である。ただし、総合課税を適正、公平に執行するには所得の把握体制が十分に整備されることが前提であり、中国の現実の制度の沿革を見ても、この考え方に完全に即した税制となっていたとは言い難い。そこで、分類税制と総合税制を併用する個人所得税体系を確立し、個人所得税の所得分配調節作用を十分に発揮させることが必要である。実は03年の時点で、総合課税と分離課税を組み合わせた改革案が提出されていたが、残念なことにこれまでの10年間、「個人所得税法」改正は2度行なわれたものの、総合課税についてはほとんど議論がなされていない。

総合課税制度には別のメリットもある。それは高所得者の財産収入を個人所得税の課税対象に組み込むことができ、より公平な税制度を実現できるということだ。現行の個人所得税の基礎控除額の引き上げ幅は小さく、その効果は一部の中・低所得者層に限定され、所得格差の是正の実現とはほど遠い。問題は高所得者の大部分の収入が、個人所得税の対象となっていない点であり、総合課税制度を導入できれば、高所得者の財産収入にも課税できるはずである。

したがって、個人所得税制度の改革のために、一番たいせつなのは家庭の収入を含めた

総合課税制度を実施することである。分離課税から分類課税と総合課税を併用する課税制度への改革の初歩的な構想としては、次のものを考えている。

第1に、給与所得、生産経営所得、役務報酬所得、資産賃貸所得等の連続性、経常性のある所得を総合所得の徴収項目に入れ、統一的に適用する累進税率を制定する。資産譲渡所得、特許権使用料所得、利子所得、配当所得、一時所得、その他の所得に対しては比例税率により個別に徴収する。

第2に、課税期間を統一する必要がある。連続性、経常性のある所得について課税期間が一年間となれば人的諸控除<sup>24)</sup>（基礎控除、配偶者控除、寡婦控除、障害者控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除）の導入や社会保険の厳密な適用も可能になる。この上で、各納税者および各家庭の差異を考えて、課税最低限を明確化し、所得再分配機能を拡充する。

第3に、企業会計の厳密化と個人事業者において簿記会計の定着が前提、そのためには国民と企業が個人所得税に対して正しい理解ができるような広報、教育を多様な方法で広く行うことである。

## 2 人的控除の導入

前章では「中国では一人っ子政策をとっていること、1949年の解放以降夫婦共稼ぎが一般的であることから、扶養控除のような人的控除は考慮する必要がない」と述べた。

2015年10月、中国の全国人民代表大会常務委員会は、1979年から実施してきた「一人っ子政策」の廃止を発表した。これですべての夫婦に第2子の出産が認められるようになった。中国政府は「経済成長の鈍化」と、深刻な「労働人口の減少」および「少子高齢化」を食い止めるために、「一人っ子政策」の見直しを行ってきた。2013年には、夫婦のどちらかが「一人っ子」であれば2人目まで出産できると段階的に規制を緩めてきた。しかし、結果的に生まれた子供の数は、期待どおりの増加とはならなかった。ベビーブームが起こるには、「一人っ子政策」の見直しとともに、子育て環境の整備が必要だ。最近では、子供を産まない理由の一つに、教育費などの費用を心配している人が多い。個人所得税において、人的控除は家族を生み出すインセンティブの向上と間接的な金銭的補助という役割がある。

人的控除は、所得税に対する税負担を課される際に人々が生活するのに最低限度要する必要経費に課税を行われないようにし、担税力を考慮した制度である。

---

24) 伏見俊行・楊華（2009） p.152

日本所得税法には、扶養控除、配偶者控除等のような人的控除がある。「配偶者控除」<sup>25)</sup>とは、納税者と生計を一にしており、年間合計所得金額が38万円以下である配偶者を納税者が有する場合、その納税者の総所得金額から38万円を控除するものである。老人控除対象配偶者である場合には、控除額は48万円となる。その他、「配偶者特別控除」制度もある。

「扶養控除」<sup>26)</sup>とは、養育費を必要とする扶養親族を有する納税者の総所得金額から、一人につき38万円、特定扶養親族については63万円、老人扶養親族については48万円を控除するというものである。扶養親族の最低生活保障部分を控除するものであるが、年齢16歳以上23歳未満の者を「特定扶養親族」とし、これらの者にかかる控除額を最も高額に設定していることを鑑みると、この年齢にある子供の多額の教育費負担を考慮して設定されているものとも考えられる。そのため、実際には、扶養親族の最低生活を保障しているというよりも、教育費控除的性格を擁しているものといえる。扶養控除は子育て支援の機能を有している。

しかしながら、人的控除は結果として、高所得者に有利な制度となっている。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからだ。

例えば、0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有しているが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもならない。

所得控除を一律の税額控除（子ども手当）に変えれば、限界税率の低い低所得者ほど所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになる。子ども手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができる。

確かに、子ども手当には扶養控除より優れたメリットがあるが、その財源と人口等の現状を考慮したら、やはり現段階において、中国は扶養控除にした方が実施しやすいと思われる。

中国はこれから配偶者控除、扶養控除等のような人的控除を創設により、子育て環境を整えるべきである。

---

25) 日本国税庁ホームページ

26) 阿部彩 (2008) p.206

### 3 徴税管理レベルの強化

中国全体としてまだ納税意識が低いと言う点是否定できない。その理由として、まず、中国は、個人所得税の歴史がまだ浅い。「中華人民共和国所得税法」は1980年になってようやく施行された。これは中国設立以来はじめての個人所得税に関する法律であった。課税は中国国民と中国国内の外国人を対象としていた。しかし、課税最低限を800元としたため、平均月収が64元<sup>27)</sup>の中国国民はほとんど課税対象には入らなかった。

そして、中国の税金は間接税が主役となっており、最も税収の大きいのが増値税等の流通税。一般的に所得税、法人税等の直接税は自分が直接税金の痛みを感じるから、納税意識は当然高くなるが、間接税は納税者が直接税金の痛みを感じないため、納税意識は余り高まらない傾向にある。

従って、納期限内に納付した者との公平性を保つために、個人所得税の徴収を強化する必要があると思われる。この他、個人所得税の徴収管理を強化することにより、税収の再分配機能を十分に発揮できると思われる。ここで徴収管理の強化方法について検討する。

#### (1) 非課税対象者のリストの把握

公平な納税意識を向上させるには、高額納税者ではなくて、むしろ非課税対象者のリストを公表する方が良い<sup>28)</sup>。こちらの方が対象者は膨大な数であるから、個人名がマスコミで公表されることはないだろう。しかし、誰でも必要に応じて、（インターネット等の手段で）非課税対象者が分かるシステムは、税の捕捉、或いは、納税意識の向上に役立つ。特に灰色収入を捕捉することは、灰色収入が主に高額所得層に集中するために、公平性の観点から重要である。

非課税対象者が公表されていれば、生活水準に明らかな乖離が見られるときに、税務署に告発する気になる。そうした周囲の監視は、税金を公平に納税しているという連帯意識を確立する上で、重要である。非課税対象者はプライバシーの保護対象となる個人情報ではなくて、一般情報として原則公開すべきだろう。

いくら税務部門の職員を増員しても、税務署だけで全国民の所得を捕捉し、生活水準を監視するには限界がある。それよりも、周囲の目、或いは民間の相互監視システムを活用する方が、公平に課税する効果は大きい。

---

27) 曹瑞林 (2004) p.89

28) 三木義一 (2012) p.101

## (2) 納税者番号制度

そして、中国のように国土が広く多数の民族が存在する国家では、納税者管理は最重要事項であると考えられる。納税者番号制度の導入は、公平な徴税制度を確立するのに不可欠である。特に金融資産の取引を捕捉することは、金融資産が高額所得者に偏って保有されているために、公平性の観点から重要である。こうした不公平感を解消するには、きちんと金融資産を捕捉することが不可欠である。

納税者番号の主たる目標として、第1に課税の一層の適正化に向けた税務行政の機械化・効率化のための利用である。納税者番号制度のメリットは、短い時間と安い費用で包括的な名寄せができる点にある。第2に全所得の把握への利用である。最近では雇用形態も流動化しており、1年間の間に複数の企業で働く人も増加している。また、本職以外にパートで働いたり、ネットを使って副収入を得る人もいる。そうした人々が所得税を納税する際に、納税者番号制度で所得の名寄せが簡単にできることのメリットは大きい。第3に資産課税への利用が考えられるが、ここには利子・株式のみでなく、不動産その他の資産などが含まれる。

諸外国では、アメリカやカナダ、スウェーデンなど多くの国で、すでに何らかの納税者番号制度が導入されている。中国でも、身分証番号は実質的に国民背番号制になっている。身分証番号を納税者番号として用いるのかは、議論の余地があろうが、これを導入する行政コストはそれほど大きくない。国民間では、プライバシーの侵害や、番号による国民に関する情報の一元的管理に対するアレルギーは、なお、少なくないと思われる。従って、納税者番号制度を導入する前に、納税環境の整備と国民のプライバシーの保護が不可欠である。

納税環境の整備に関して、重要なことは以下の3点である。第1に電子申告・情報申告の整備について、法定資料・添付資料の電子化をいっそう進めることにより、膨大な書類のため埋もれがちであった情報を活用する途が開かれる。第2に電子化に対応しうる税務調査について、納税者の電子データの可視性の維持や、データの改ざんの防止などにより、電子化された情報への税務調査を検討すべきである。第3に申告書類の名寄せについて、申告書や添付書類等の情報を有効に利用しうるようなシステムの構築を行い、租税行政の効率化を進めるべきである。

そして、プライバシーの保護に関して、納税者番号は、本来、本人確認の意味を有すると思われるが、私人に納税者番号を知らしめたゆえに、その濫用・不正使用が懸念され、その秘密保護が確実になされないと、納税者番号制度は社会的に定着しなくなってしまう。納税者番号が税務以外に用いられると、適正・公平な課税という納税者番号制度の最も基



本的目的を不明確にする懸念がある。納税者番号は、税務以外の公共サービスとは、できるだけ切断されることが望ましい。納税者番号は、法律の根拠に基づいて、金融機関や給与所得者の勤務先に、納税者が告知することを義務付けられることになるので、その秘密の保護も重大である。給与の支払者である雇用主や銀行等取引の相手に、本人確認の番号を知らせることにより、本人の情報が拡散していくことが懸念される。

また、罰則によるプライバシーの担保も重要である。従来、プライバシーの保護は、国家公務員法及び個別租税法による罰則にゆだねられてきた。情報化社会では、秘密の保持及び保護される対象者が広がるので、これから個人情報保護法をはじめとする特別の立法により、その重要性の認識が促される意識もあると思われる。

さらに、情報一元化 カード社会の進展があり、国民は複数のカードになれているので、行政サービスにかかわるカード及びそのための番号付与は、複数でもかまわないと考えられる。前述の、個人情報の一元的管理が可能となるような方向の選択は、かえって国民の協力を遅らせると思われるので、国民の不安や懸念を招くような方向の検討は、すべきではないと考えられる。納税番号制度についても、納税者の利便性を考慮すべきであると思われる。

### (3) 租税教育について

個人の納税意識を高めるために、広報、教育を多様な方法で広く行うことが必要である。中国の将来を担う子供たちに、税の仕組みや税が社会に果たす役割についての租税教育が非常に重要であると考えられる。子供の意識は親に大きな影響を与える。子供が学校で税金の意義や役割をしっかりと学んで、それが家庭での話題の一つになることが納税意識を高める一番の効果的な手段ではないだろう。そして、子供のときから税の大切さを学ぶことが将来の納税率の向上にもつながるだろう。そのために、子供たちに対する租税教育により一層力を入れるべきだと考える。国民の税意識を深めることは企業会計の厳密化と個人事業者において簿記会計の定着にも繋がり、課税所得の捕捉率も向上する。

## 終わりに

個人所得税への課税は80年代から90年代初めまで外国人の所得を中心に極めて限定的なものであったが、94年の統一個人所得税の成立によって全面的なものとなった。これは個人への分配所得の増大や所得水準の上昇を背景とする。個人所得税は94年の税込全体に占

める比率は1.4%<sup>29)</sup>程度であったが、年々そのウェイトを高め、2010年には6.9%に達した。中国財政収入の中で重要な位置づけとなりつつある。

しかし、中国の個人所得税は、先進国の所得税と異なるいくつかの特徴がある。それは同時に問題点となっている。事実上11の所得種類に対する分類個人所得税であること、税率構造が二つの超過累進税率と20%の比例税率という3本立てとなっていること、源泉徴収制度や所得申告制度という徴収システムが未成熟であること、などである。個人所得税の改革は、第1に総合課税の導入である。現行の各所得区分ごとに所得税額を計算する分離所得税制を改め、総合課税を基本としつつ一部の所得については分離課税とすることが必要である。総合課税方式への移行により、税ベースを拡大させ、税率を調整することにより、税収の確保と公平の確保（所得区分による負担の不公平の解消や所得格差是正機能の強化）を図ることも可能になる。

第2に、個人所得税の所得格差の是正手段として、人的控除を整備することである。格差是正のための個人所得課税の強化や見直しは、今後とも中心的な課題として検討されていくものと思われる。

これらの諸課題が解決するにつれて個人所得税は一層洗練された内容を持ち、国民のより強い信頼を得られることになる。

---

29) 平野嘉秋 (2012) p.89

### 参考文献：

- 阿部彩（2008）「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信茂樹編『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』中央経済社。
- 伏見俊行・楊華（2009）『中国税の基礎知識』税務研究会出版局
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社
- 藤井恵（2011）『海外勤務者の税務と社会保険・給与 Q&A』清文社
- 平野嘉秋（2012）『中国の租税制度』大蔵財務協会
- 金子宏（2003）『租税法 第九版』弘文堂
- 金子宏（2005）『租税法 第十版』弘文堂
- 国家税務総局税収科学研究所（2008）『中国税収研究報告』中国財政経済出版社
- 近藤義雄（2012）『中国個人所得税の実務詳解』千倉書房
- 工藤敏彦（2012）『Q&A 中国進出企業の税務・会計詳解』清文社
- 三木義一（2012）『日本の税金 新版』岩波新書
- 申雪梅（2013）『中国の個人所得税改革：税額控除適用によるシミュレーションをもとに』横浜国際社会科学学会。
- 曹瑞林（2004）『現代中国税制の研究』御茶の水書房
- 張珊（2013）『中国税制』暨南大学出版社
- 中国デスク（2011）『図解中国ビジネス税法 第3版グラントソントン太陽 ASG 税理士法人』税務経理協会。
- 築瀬正人・プライスウォーターハウスクーパース（2008）『中国税務・会計ハンドブック』東洋経済新報社。

### 参考資料：

- 京華時報
- 日本国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- 日本財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>
- 北京晨報
- 中国月報
- 中国統計年鑑各年度版
- 中国財政年鑑各年度版
- 中国税務年鑑各年度版